

「4 月 NEWS」

(1) 税制情報

25 年度改正 教育資金贈与の 1,500 万円の非課税特例について

平成 25 年度税制改正で、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」特例が創設された。平成 25 年 4 月 1 日から 27 年 12 月 31 日までに、30 歳未満の者が直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合、1,500 万円まで贈与税が非課税となる。

相続等により財産を取得した者が、相続開始前 3 年以内に被相続人から贈与を受けている場合、その者の相続税の課税価格に贈与財産の価額を加算するが、相続開始前 3 年以内の贈与であっても、教育資金贈与の 1,500 万円の非課税特例を適用した金額は、加算の対象にならない。また、本特例の 1,500 万円の非課税額とは別に、相続時精算課税や暦年課税の非課税枠を活用できる。

＊教育資金管理契約の締結先の会社に申告書を提出

教育資金贈与の 1,500 万円の非課税特例（措法案 70 の 2 の 2）は、

- ① 直系尊属が信託会社と締結した信託の受益権を受贈者が取得する。
- ② 直系尊属から書面で贈与された金銭を受贈者が銀行等に預け入れる。
- ③ 直系尊属から書面で贈与された金銭等で受贈者が有価証券を購入する。

信託会社や銀行等、証券会社等と結んだ教育資金管理契約に基づき、①②③のいずれかの方法をとることで、受贈者が取得した信託受益権や金銭等のうち 1,500 万円まで贈与税が非課税となる制度だ。

受贈者は信託等が行われるまでに、教育資金管理契約の締結先の信託会社等に「教育資金非課税申告書」を提出し、取得した信託受益権や金銭等を教育資金の支払いに充てた際には、その領収書等を提出する必要がある。（措法案 70 の 2 の 2③、⑦）

また「一括贈与」でなくとも、平成 25 年 4 月 1 日から 27 年 12 月 31 日までの 3 年間であれば、1 年で 500 万円ずつ贈与を受けるといった「分割贈与」も可能であり、一度贈与を受けた後に追加でさらに教育資金の贈与を受けた際は、信託会社等に「追加教育資金非課税申告書」を提出する必要がある。（措法案 70 の 2 の 2④）

受贈者は信託会社等のやりとりのみで、本特例の適用続きを終えることになる。

＊受贈者が 30 歳になるまでに教育資金に充てられなかった金銭等は贈与税の対象に

信託会社等と結んだ教育資金管理契約は、受贈者が 30 歳になった場合や、受贈者が死亡した場合などに終了することになる。(措法案 70 の 2 の 2⑩) 受贈者が 30 歳に達する日までに、教育資金の支払いに充てられなかった金額については、贈与税の課税対象となる。

(措法案 70 の 2 の 2⑪)

ただし、受贈者が死亡したことで教育資金管理契約が終了した場合は、教育資金の支払いに充てられなかった金額についても、贈与税の課税対象にはならない。

(措法案 70 の 2 の 2⑫)

＊相続開始前 3 年以内の贈与の相続税加算は適用なし

相続等により財産を取得した者が、相続開始前 3 年以内にその被相続人から贈与を受けた財産の価額は、相続税の課税価格に加算されるが、加算対象となるのは、贈与税の課税価格に算入されるものに限られている。(相法 19①)

そのため、相続開始前 3 年以内に直系尊属から信託受益権や金銭等の贈与を受けていても、教育資金贈与の 1,500 万円の非課税特例の適用を受けた金額は、相続税の課税価格に加算されない。

また、65 歳以上の贈与者の推定相続人である直系尊属のうち、20 歳以上の者（平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から、贈与者は 60 歳以上の者、受贈者は 20 歳以上の推定相続人及び孫が対象に）については、相続時精算課税の選択が可能となるが、本特例を適用しても、相続時精算課税や暦年課税の非課税枠に影響は与えない。

＊教育資金とは

1 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
＜「学校等」＞

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校。
- ・外国の教育施設。

[外国にあるもの]その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設

[国内にあるもの]インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されているもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学

- ・認定こども園又は保育所。など

2 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

＜イ＞ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など。

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、録画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など。

⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭。

＜ロ＞ イ以外に（物品の販売店など）に支払われるもの

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの。

(2) 4月の主な税務

4月の申告や提出の主なものは以下の通りです。ご確認ください。

提出期限等	内容
4月10日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月30日	2月決算法人の確定申告
4月30日	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
4月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
4月30日	8月決算法人の中間申告
4月30日	消費税の年税額が400万円超の5・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告
4月30日	消費税年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

桜も咲いて春らしい暖かい季節となりました。個人の確定申告が3月15日で終わり、ほっと一息つくのも束の間、すぐに3月決算法人の申告が始まります。またしばらくあわただしい時期が続きますが、お客様のお役にたてるようスタッフ一同日々精進していこうと思います。

担当 富永